

農地法等の一部を改正する法律案要綱

第一 農地法の一部改正

一 目的規定の改正等

- (一) この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることにかんがみ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とすること。
- (第一条関係)

- (二) 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。

(第二条の二関係)

二 農地又は採草放牧地の権利移動の制限の見直し

- (一) 農地又は採草放牧地の権利移動について、農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又

は養畜の事業を行うと認められない場合等のほか、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可をすることができないものとする。

(第三条第二項第一号及び第七号等関係)

(二) 農業生産法人の要件について、次のように見直すものとする。

1 法人の構成員に係る制限について、その構成員たる関連事業者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、関連事業者の有する議決権等の合計について、総株主の議決権等の二分の一未満まで認めるものとする。

(第二条第三項第二号関係)

2 法人の議決権等の制限のない構成員として、その法人に農作業の委託を行っている個人を加えるものとする。

(第二条第三項第二号ホ関係)

(三) 農地又は採草放牧地の権利取得に当たつての下限面積の要件に係る別段の面積の設定主体について、都道府県知事から農業委員会に変更するものとする。

(第三条第二項第五号関係)

(四) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする者が、その取得後にその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が契約に付されているときは、農業生産法人及び農作業常時従事の要件にかかわらず、許可をすることができるとすること。
(第三条第三項関係)

(五) (四)により権利の設定を受けた者が農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該権利の設定者が使用貸借又は賃借の解除をしないときは、許可を取り消さなければならぬものとする。
(第三条の二関係)

(六) 農地又は採草放牧地について所有権その他の権利を取得した者は、農業委員会等の許可を受けて当該権利を取得した場合等を除き、遅滞なく、農業委員会に届け出なければならぬものとする。
(第三条の三関係)

三 国又は都道府県が行う農地転用に関する法定協議制度の創設

国又は都道府県が一定の施設の用に供するために農地転用を行おうとする場合においては、国又は都道府県と許可権者たる都道府県知事又は農林水産大臣との協議が成立することをもって許可があつたも

のとみなすものとする。

(第四条第一項第二号及び第五項並びに第五条第一項第一号及び第四項関係)

四 遊休農地に関する措置の創設

(一) 遊休農地である旨の通知等

1 農業委員会は、毎年一回行う農地の利用の状況についての調査の結果等に基づいて、次のいずれかに該当する農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。3において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

イ 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
ロ その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っている
と認められる農地
(第三十条関係)

2 農業協同組合、土地改良区等の農業者の組織する団体又は周辺の地域において農業を営む者は、

1のイ又はロのいずれかに該当する農地があると認めるときは、農業委員会に申し出て適切な措置

を講ずべきことを求めることができるものとする。

(第三十一条関係)

3 農業委員会は、1の指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合等においては、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けべき者を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。

(第三十二条関係)

(二) 遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出及び勧告

1 (一)の3の通知を受けた遊休農地の所有者(当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)は、六週間以内に、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならないものとする。

(第三十三条第一項関係)

2 農業委員会は、1の届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合等においては、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(三) 遊休農地の所有権の移転等に関する協議及び調停

1 農業委員会は、(二)の2の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積団滑化団体又は特定農業法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「農地保有合理化法人等」という。)のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。 (第三十五条第一項関係)

2 1の協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、農地保有合理化法人等は、協議を行う旨の通知があった日から起算して二月以内に、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができるものとし、都道府県知事による調停案の作成、受諾の勧告その他の手続に関し規定を整備すること。 (第三十六条関係)

(四) 特定利用権又は遊休農地を利用する権利の設定

1 都道府県知事が(三)の2の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があった日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、農地保有合理化法人等は、当該勧告があった日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。）の設定に関し裁定を申請することができるとし、当該裁定に関し、所要の手續等の規定を整備すること。

（第三十七条から第四十二条まで関係）

2 (一)の3の公告に係る遊休農地（(一)の1のイに該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し(一)の3の通知がされなかつたものに限る。）を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができるものとする。 （第四十三条関係）

(五) 措置命令

市町村長は、遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の

除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、当該所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき等において、自ら当該措置の全部又は一部を講ずることができるものとする。

(第四十四条関係)

五 農地の違反転用に対する原状回復等の命令に関する行政代執行制度の創設

農林水産大臣又は都道府県知事は、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに係争人の利益を衡量して特に必要があると認める場合であつて、過失がなくて原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができない場合等においては、自ら当該措置の全部又は一部を講ずることができるものとする。

(第五十一条第三項関係)

六 罰則の引上げ等

(一) 原状回復等の命令に違反した違反転用者に対する懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、農地転用に関する規定又は原状回復等の命令に違反した法人に対する罰金刑の上限を引き上げるものとする。

(第六十四条及び第六十七条関係)

(二) (一)に掲げるもののほか、所要の罰則規定を整備すること。

(第六十五条、第六十六条等関係)

七 その他

(一) 農地又は採草放牧地の賃貸借の存続期間については、賃貸借の存続期間を二十年以内とする民法の規定の適用について、当該規定中「二十年」とあるのは「五十年」とすること。(第十九条関係)

(二) 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。(第五十二条関係)

(三) 農林水産大臣は、都道府県知事の農地転用許可に係る事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法の規定による是正の要求を行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。(第五十九条関係)

(四) 小作地の所有制限、自作農創設のための未墾地の買収等に関する規定を廃止するとともに、小作地等の用語の見直しその他所要の規定の整備を行うこと。

第二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

一 農地利用集積円滑化事業の創設

(一) この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対す

る農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、1又は2に掲げる者が行うそれぞれ1又は2に掲げる事業をいうものとする。

1 市町村、農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの 次に掲げる事業

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。）

ロ 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

ハ ロにより買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

2 1に掲げる者以外の営利を目的としない法人（営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代

理事業を行うことを目的とするものを含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの 農地所有者代理事業
(第四条第三項関係)

(二) (一)の1又は2に掲げる者(市町村を除く。)は、農地利用集積円滑化事業を行おうとするときは、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程(以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、市町村の承認を受けなければならないものとする。
(第十一条の九第一項関係)

(三) 市町村は、農地利用集積円滑化事業を行おうとするときは、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならないものとする。
(第十一条の十一第一項関係)

(四) 農地所有者代理事業を行う者は、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならないものとする。
(第十一条の十二関係)

(五) 市町村は、農地利用集積円滑化団体(二)の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事業規程を定めた市町村をいう。)が農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して同計画を定めるものとする。
(第十八条第五項関係)

二 基本構想の規定事項の拡充等

(一) 市町村は、基本構想を定める場合には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

2 農地利用集積円滑化事業を行う者及び当該事業の実施の基準に関する事項（第六条第二項関係）

(二) 市町村は、基本構想を定めようとするときは、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（第六条第五項関係）

三 農用地利用集積計画の要件の見直し等

(一) 農用地利用集積計画の要件として、数人の共有に係る土地についてその存続期間が五年を超えない利用権の設定又は移転をする場合については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

（第十八条第三項第三号関係）

(二) 農地法における農地又は採草放牧地の権利移動の制限の見直しに伴い、農用地利用集積計画の要件を見直すとともに、同計画の取消し規定を設けるものとする。

(第十八条第三項、第二十条の二第一項等関係)

四 特定農業法人の範囲の拡大

特定農業法人の範囲について、農業経営を営む法人にまで拡大すること。(第二十三条第四項関係)

五 その他

遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置及び特定法人貸付事業の実施に関する規定を廃止すること。
(旧第四章の二及び第四章の三関係)

第三 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

一 農用地等の確保を図るための仕組みの整備

(一) 農林水産大臣は、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴いた上で、農用地等の確保等に関する基本指針において、都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項を定めるものとする。
(第三条の二第二項第二号及び第三項関係)

(二) 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法の規定による資料の提出の要求を行う

とともに、当該目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、農業振興地域に関する都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法の規定による是正の要求を行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(第五条の二及び第五条の三関係)

二 農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域の変更をすることができないものとする。

(第十三条第二項第三号関係)

三 国又は地方公共団体が行う農用地区域内における開発行為に関する法定協議制度の創設

国又は地方公共団体が、農用地区域内において、一定の施設の用に供するために開発行為をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって許可があつたものとみなすものとする。

(第十五条の二第一項第一号及び第七項関係)

第四 農業協同組合法の一部改正

一 農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行うことができるものとする。

(第十一条の三十一第一項第一号関係)

二 組合員の総数が農林水産省令で定める数を超える農業協同組合が農業の経営を行う場合には、総組合員の三分の二以上の書面による同意の手續に代えて、総会の特別議決の手續によることができるものとする。

(第十一条の三十一第五項から第八項まで関係)

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。